

(参考) 近年の主な震災と法改正等の経緯

西暦 (和暦)	月日	経過
 <b>平成 7 年 1 月 17 日 阪神・淡路大震災 (M7.3)</b>		
1995年 (平成 7 年)	12 月 25 日	耐震改修促進法の制定
 <b>平成 16 年 10 月 23 日 新潟県中越地震 (M6.8)</b>		
2005年 (平成 17 年)	3 月 30 日	中央防災会議「地震防災戦略」の決定
2006年 (平成 18 年)	1 月 25 日	国の基本方針の策定
	1 月 26 日	改正耐震改修促進法の施行 ※耐震改修促進計画の策定、耐震化率目標の導入 等
 <b>平成 19 年 7 月 16 日 新潟県中越沖地震 (M6.8)</b>		
2007年 (平成 19 年)	3 月	秋田県耐震改修促進計画の策定
	12 月 14 日	秋田市耐震改修促進計画の策定
 <b>平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災 (M9.0)</b>		
2011年 (平成 23 年)	3 月 24 日	秋田市耐震改修促進計画の改定
2013年 (平成 25 年)	10 月 29 日	国の基本方針の改正
	11 月 25 日	改正耐震改修促進法の施行 ※耐震診断義務付け対象建築物の導入 等
2016年 (平成 28 年)	3 月	第 2 期秋田県耐震改修促進計画の策定
	3 月 24 日	秋田市耐震改修促進計画の改定
	3 月 25 日	国の基本方針の改正
 <b>平成 28 年 4 月 16 日 熊本地震 (M7.3)</b> <b>平成 30 年 6 月 18 日 大阪北部を震源とする地震 (M6.1)</b> <b>平成 30 年 9 月 6 日 北海道胆振東部地震 (M6.7)</b>		
2018年 (平成 30 年)	12 月 21 日	国の基本方針の改正
2019年 (平成 31 年)	1 月 1 日	改正耐震改修促進法施行令の施行
	4 月 16 日	秋田市耐震改修促進計画の一部改定
2021年 (令和 3 年)	3 月	第 3 期秋田県耐震改修促進計画の策定
	3 月 16 日	第 2 期秋田市耐震改修促進計画の策定
	12 月 21 日	国の基本方針の改正
 <b>令和 6 年 1 月 1 日 能登半島地震 (M7.6)</b>		
2024年 (令和 6 年)	7 月 10 日	国の基本方針の改正
2025年 (令和 7 年)	7 月 17 日	国の基本方針の改正
2026年 (令和 8 年)	3 月	第 4 期秋田県耐震改修促進計画の策定
	3 月 27 日	第 3 期秋田市耐震改修促進計画の策定

(参考) 秋田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム (別紙 1、2)

別紙 1

秋田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和 年度 実施計画		
取組内容		令和 年度目標
財政 支 援	1 対象建築物への診断士派遣支援による耐震診断の実施	戸
	2 対象建築物の耐震改修費に対する一部補助を実施 (1) 全体耐震改修工事 (2) 部分耐震改修工事	(1) 戸 (2) 戸
普 及 啓 発	1 耐震診断の未実施者に対する対応 (1) 対象建築物の所有者等へ耐震化に関する普及活動 (2) 住宅の耐震診断・改修事業に関するパンフレットの配布 (3) 簡易耐震診断を実施(建築士の指導のもと、地元学生・生徒および町内会と連携し、地域の住宅を訪問)	(1) 市 HP、広報掲載 回/年 (2) 件/年 (3) 回実施/年
	2 耐震診断の既実施者に対する対応 (1) 当該年度耐震診断実施者に耐震改修資料を提示 (2) 耐震改修等に至らない所有者に対し、改めて耐震改修資料を提示	(1) 診断実施者全員 (2) 前々年度 耐震診実施者
	3 事業者に対する対応(技術力向上) (1) 事業者向けの技術講習会を実施 (2) 木造住宅耐震改修事業者リストを市HPで周知	(1) 回/年 (2) 市HP掲載
	4 その他、一般向けの対応(周知普及) (1) 住宅の耐震化に関するパンフレットを作成し、市広報媒体や窓口で周知 (2) 住民向け説明会やパネル展示等を実施	(1) 広報誌、HP、 窓口 (2) パネル展示

\* ) 必要に応じて取組内容の見直しを図ります

## 秋田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和 年度 実施（自己評価）			
	取組内容	目 標	実 績
財政 支 援	1 対象建築物への診断士派遣支援による耐震診断の実施	戸	
	2 対象建築物の耐震改修費に対する一部補助を実施 (1) 全体耐震改修工事 (2) 部分耐震改修工事	(1) 戸 (2) 戸	
普 及 啓 発	1 耐震診断の未実施者に対する対応 (1) 対象建築物の所有者等へ耐震化に関する普及活動 (2) 住宅の耐震診断・改修事業に関するパンフレットの配布 (3) 簡易耐震診断を実施（建築士の指導のもと、地元学生・生徒および町内会と連携し、地域の住宅を訪問）	(1) 市 HP、 広報掲載 回/年 (2) 件/年 (3) 回実施/年	
	2 耐震診断の既実施者に対する対応 (1) 当該年度耐震診断実施者に耐震改修資料を提示 (2) 耐震改修等に至らない所有者に対し、改めて耐震改修資料を提示	(1) 診断実施者 全員 (2) 前々年度 耐震診実施者	
	3 事業者に対する対応（技術力向上） (1) 事業者向けの技術講習会を実施 (2) 木造住宅耐震改修事業者リストを市HPで周知	(1) 回/年 (2) 市 HP 掲載	
	4 その他、一般向けの対応（周知普及） (1) 住宅の耐震化に関するパンフレットを作成し、市広報媒体や窓口で周知 (2) 住民向け説明会やパネル展示等を実施	(1) 広報誌、HP、 窓口 (2) パネル展示	
課 題			
改 善 策			

\* ) 必要に応じて取組内容の見直しを図ります



(令和8年3月27日 策定 令7建指第2982号 市長決裁)

---

(参考)

第1期秋田市耐震改修促進計画の改定履歴

平成19年12月14日 策定

平成23年3月24日 改定

平成28年3月24日 改定

平成31年4月16日 改定

第2期秋田市耐震改修促進計画

令和3年3月16日 策定

第3期秋田市耐震改修促進計画

発行日：令和8年3月

発行・企画：秋田市 都市整備部 建築指導課  
〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

TEL：018-888-5769

E-mail：ro-urcs@city.akita.lg.jp